壬生町政だより

35年 9月号

No. 21
毎月24日発行
発行所　栃木県壬生町役場
印刷所　新生社

諸統計より

人口統計	
人口	25,008人
男	12,148人
女	12,860人
出生	49人
死亡	18人
戸数	4,300戸

いよいよ国民年金制度が、明年四月から発足し、被保険者としての届出が十月一日から開始されます。

年金額が月三、五〇〇円では低すぎはしないか、死亡した場合保険料のかけ捨てにならないかなど疑問もあるかと思いますので民生課で聞いてみました。

農民の恩給・商店員の年金
みずからの力で老後の保障を

年金は欲しいが別に掛金は出したくないという素朴な感情が今なお国民の一部に根づよくはびこっています。

しかし❶それには財源が足りない❷みずからの力でできるだけの備えをする＝この国民年金制度が掛金を主体にしているのもそのためです❸また年金制度そのものが安定性と確実性があるような仕組みになっている。

具体的にみてみますと

加入しなければならない人＝**強制適用被保険者**には日本国民で二十才から四十九才までの方（昭和十六年三月三十一日から明治四十四年四月一日までに生れた方）が全部適用されるわけです。しかし右の中から次の人達は除外されます。

イ、被用者年金、各法の被保険者又は組合員…※

ロ、被用者年金各法にもとづく老令年金、退職年金、障害年金の受給権者

ハ、被用者年金各法にもとづく老令年金、退職年金の受給資格期間を満している者（[illegible]）

ニ、被用者年金各法にもとづく遺族年金の受給権者

ホ、戦傷病者、戦没者遺族等援護法にもとづく留守家族手当及び特別手当を受けている者

へ、右のイからホまでに該当する者の配偶者

ト、大学、高等学校の学生、生徒（夜間をのぞく）

次に任意に加入できる人＝**任意加入被保険者には**

❶来年の四月一日で、五十才から五十四才までの方（明治三十九年四月一日から、明治四十四年三月三十一日までの間に生れた方）…来年三月三十一日までに加入しないと永久に加入することができません。

ですから五十四才の方は、十年間掛金すれば、六十五才から年金が支給されるわけです。

❷サラリーマンの奥さんなど夫が恩給や共済組合などで保障されてはいても、万一夫が失くなった場合のことを考えるとその保障の程度は低くなります。それを補なう意味で、国民年金の任意加入を認めておりますから、よくご相談ください。

❸学生など

大学生や高校生などで、来年四月で満二十才になる方

❹強制適用被保険者のところで一応除外規定の中で二、ホ、へに該当する方は任意加入が認められます。

すなわち

ニ、被用者年金各法にもとづく遺族年金の受給権者

ホ、戦傷病者、戦没者遺族等援護法にもとづく年金、未帰還者留守家族等援護法にもとづく留守家族手当及び特別手当を受けている者

へ、右の二、ホに該当する者の配偶者

※ 被用者年金各法とは次のものをいいます。

一、厚生年金保険法
二、船員保険法
三、恩給法
四、国家公務員共済組合法
五、地方公務員の退職年金に関する条例
六、市町村職員共済組合法
七、私立学校教職員共済組合法
八、公共企業体職員等共済組合法
九、農林漁業団体職員共済組合法
十、国会議員互助年金法

どんな人が国民年金に加入するか

ある一家の例でみると

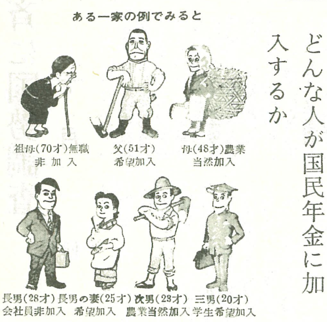

祖母(70才)無職 非加入
父(51才) 希望加入
母(48才)農業 当然加入
長男(28才) 会社員非加入
長男の妻(25才) 希望加入
次男(23才) 農業当然加入
三男(20才) 学生希望加入

拠出（かけ金）制国民年金十月から受付
男女とも一斉に届出

国民年金の❶強制加入被保険者に該当する方❷任意加入被保険者に該当する方はその旨、男女ともどなたも一斉に届け出なければなりません十月から役場民生課で受付けが開始されます。

届け用紙は各戸に配りますからお忘れなく提出ねがいます。

疑問に答えて

問　拠出制国民年金で死亡一時金は出ないのか

答　三年をこえるかけ金は還付されましょう。ー厚生省では今回、かけ捨ては困るという一般の方の気持ちを尊重して、死亡一時金制度を創設することになりました。

その厚生省案によりますと、三年以上保険料を納めて死亡した被保険者に対しては三年をこえて納付された保険料額を、その遺族に還そうという、ほとんど完全に近いかけ捨て防止案です。

いま、この線にそって大蔵省と相談しておりますから、加入者にとっては、一段と安心のいく制度になります。

問　六十五才から支給が開始されるが、現在の平均余命からみて遅すぎるではないか

答　わが国の現在の寿命は男子が六十四・九才、女性が六十九・五才ですが、なるほど六十五才というのは、いかにも遅すぎるように思えます。

しかしながらこの寿命は、オギャアと生まれたばかりの人を含んでの平均余命をいうのです。乳幼児は成人よりも死亡率は比較的高いのです。この拠出制年金の加入年令である二十才になれば、死亡率はぐっと減ってきますから、平均余命も男子で六十九才、女性七十三才まで生きられるということになっています。

そして今後はますますこの年令が延びる傾向にあります。この年代の平均余命が八十才に達するのも、そう遠い将来のことではないかと考えられます。ですから六十五才から支給開始ということはそれ程おそいものとはいえないと思います。

また、老令年金が何年分ぐらいもらえるかということは、六十五才の老人が何年間生きられるかという、平均余命で判断しなければなりません。

六十五才の老人は男子で十一・八年、女子で十四・二年の平均余命ですから、平均して男子七十七才まで、女子は七十九才まで生きられることが考えられます。

従って老令年金は男子でも十二年間、女子は十四年間は平均して受けられることになっているわけです。

二十才から五十九才までの保険料は約六万三千円ですが、六十五才から男子は四万二千円の十二年分約五十万円、女子は十四年分約五十九万円の老令年金が平均して受けられるわけです。

老後の安定は国民年金で

問　何年間掛金すれば年金がもらえるようになるのか

答　老令年金は二十五年保険料を掛けます。しかし三十一才以上で加入した方は、その年令に従い一年ずつ短かくなっています。

つまり

31才加入―24年
32才加入―23年
33才加入―22年
45才加入―10年

四十五才で加入した方は十年掛金すれば六十五才から老令年金が受けられます。

障害年金、母子年金、遺児年金は三年必要です。

問　保険料を納められない場合はどうなるのか

答　低所得のため保険料を納められない人には免除の途があります。免除を許可された人は年金を受けるに際して、比較的有利な取り扱いを受けることになっております。

これに対して、保険料の免除を受けないままに保険料を納めないでおきますと、保険料を負担する能力がありながら故意に納めないものと認められ、重点的に国税滞納処分の例によって強制執行されることになります。

少額の滞納については、それ程厳格に強制執行はおこなわれませんが、そのかわり二年を経過すれば、納めようとしても納められなくなり、空白期間として残り、年金を受ける時期になって非常に不利な結果を招くことになります。

したがって被保険者になる人達は必ず保険料を納めるか、さもなければ免除を受けるかのどちらかのけじめをはっきりとつけておくことが必要です。

選挙人名簿登録の資格調査

今年の十二月二十日から来年十二月十九日までの間に使用する基本選挙人名簿を作るために九月十五日現在で調査を行ないました。

町選挙管理委員会では、資格調査表をもとにして基本選挙人名簿を作ります。この名簿に登録されていないと選挙の時、投票することができませんからご注意ねがいます。

資格について申上げますと

❶日本国民であること

❷満二十才以上の方（昭和十五年十二月二十一日以前に生れた方）

❸三カ月以上本町内に住所がある方（昭和三十五年六月十五日から引続いて町内に住所のある方）

なお病気やけがで他市町村の病院や療養所に入院、入所していて、九月十五日現在家に居ない方でも、住所は実家にありますから必ずご記入ください。

ー町選挙管理委員会ー

壬生町は準優勝
郡体育祭

第十二回郡民体育祭は、九月十八日（日）大平中学校、日立体育館等で催され、壬生町は準優勝に入りました。優勝は石橋町でわずか二・五の差で惜しくも優勝を逸しました。

種目別成績は次のとおりです。

◇陸上競技　第八位◇庭球　第四位◇卓球　優勝◇バレー　優勝（男女共）◇柔道　第四位◇剣道　第三位◇角力　優勝◇水泳優勝◇弓道　第三位◇野球第二回戦で敗る。

なお当日は壬生小学校鼓笛隊百名のパレードと五百人にのぼる郡連合婦人会、大平村婦人会の「日本よいとこ」などが行なわれ、深い感銘を与えました。

敬老会は十月六日、午前十時……中央公民館で

お知らせ

毎月五日が定例会
農地部会

壬生町農業委員会の農地部会は毎月五日に定例会を開きます。

従って農地関係の申請書等の受付締切りは前月末までにおねがいします。

申請する際、添付する登記簿抄本は現在人の名儀に書きかえてください。また分筆するものは分筆手続きを済ましてから申請してください。

農地を宅地等に転用する際には六百分の一の実測図、附近図を添付ねがいます。

また申請書に記載する住所番地氏名など間違うと訂正が困難ですからご注意ください。

県一号会議員に中村氏を

壬生町農業委員会では、県一号会議員として中村義市氏を選出いたしました。

新築家屋等の申告を
法務局壬生出張所

町内で家屋を新築されたり、増改築された方で申告もれの方はおりませんか。一ヵ月以内に法務局壬生出張所（登記所）にその旨を申告する義務があるわけですから、お忘れの方は至急申告されるようにしてください。

来たれよ！陸、海、空に
自衛官第三次募集

防衛庁では本年度第三次の自衛官募集を行なっております。

募集内容は

❶昭和三十六年一月一日現在で十八才以上二十五才未満の者、（昭和十一年一月二日から昭和十八年一月一日までの間に生まれた者）❷学校教育法による中学校卒業程度以上の学力を有する者、❸受付期間は九月一日から十月十日まで、❹志願票は役場総務課にあります、❺試験は十月十六日から十一月六日まで❻採用予定日は昭和三十六年一月上旬❼俸給は六、八〇〇円から、待遇は国家公務員並み。

季節の声

◇…今年も豊作が約束されたようです。しかし本県の産米は焼米が多いといわれます。

この主な原因は乾燥技術が悪いためで、特に地干し、積干しが焼米の原因となります。全量架乾しを実行しましょう。

◇…また包装荷造りで本県は、俵の編なわが太すぎ、消費地から指摘されているようですから改善したいものです。

◇…デンマーク式豚舎をご存知ですか、栃木市平柳町の早乙女清さん宅で、新農村建設事業として作ったものですが、良い点は❶便所が別の仕切りになっている❷豚の足を入れずに餌が食べられる❸三方を高さ一米二〇ブロックで積み、窓をつけた❹屋根が高い…などだそうです。

一日　第九回国勢調査実施（第一回は大正九年十月一日）赤い羽根共同募金（十二月末まで）
四日　ソ連、最初の人工衛星の打ち上げ
十二日　松尾芭蕉死す（一六四四―一六九四）江戸中期の俳人「奥の細道」
十四日　鉄道記念日、明治五年新橋（今の汐留）から横浜まで鉄道が開通。
十五日　岡本綺堂生まれる（一八七二―一九三九）劇作家「修善寺物語」
十七日　ショパン死す（一八一〇―一八四九）ハンガリー生まれのピアニスト、作曲家。
十九日　土井晩翠死す（一八七一―一九五二）荒城の月で有名な詩人
二十一日　ノーベル生まれる。（一八三三―一八九六）スエーデンの化学者ダイナマイトを発明、死後彼の遺産を基金としてノーベル賞を設ける
二十七日　読書週間（11月9日まで）

全国一斉に国勢調査

—十月一日—

十月一日は、昭和三十五年国勢調査が全国一斉に行なわれます。

わが国の国勢調査は第一回を大正九年に行い、それからほぼ五年ごとに行なわれて、今年で第九回目になります。

国勢調査は、国や県市町村がいろいろな仕事を計画するための基本となる人口数を調べるもので、たとえば食糧はどのくらい必要か、物をどのくらい生産したらよいか、また生産物をどれだけ輸出に向けられるとか、国会や県市町村議会の議員の定数をきめたり、生徒児童の増減などにより、学校や教員の必要数を考えたり、また都市を設置するときの基準にいたします。

こんどの国勢調査の調査票は普通の家庭では世帯主に、下宿屋寄宿舎、病院の入院患者などのような所（これを準世帯といいます）では世帯の代表者に記入してもらいます。また調査員が聞きとりして記入する部分とあります。

◎準備調査…九月二十四日—三十日まで

◎本調査…十月一日—三日まで

この国勢調査は統計法の規定に基づいて行うもので、統計以外に使うことが禁じられております。また調査員も同様です。私たちの秘密は十分保護されることになっておりますから、安心してありのままを記入して、調査員にご協力ください。

国勢調査
総理府統計局
昭和35年10月1日

盛大な民謡踊り大会

新郷土名物に

写真は踊りの夜景と踊るご婦人方

民謡踊り大会は九月十日、十一日の両日、好天に恵まれて盛大に催されました。

日魯漁業工場誘致記念と新作郷土民謡を祝って、主催五団体（壬生町公民館、体協、婦人会青年団、商工会）により、壬生小学校々庭に七重、八重の踊りの輪がひろがりました。小田垣町長、町会議員はじめ各種団体高、中小学校の生徒児童も加わり揃いの浴衣が一段と気をそろえました。

日魯漁業株式会社の本社から加藤総務課長はじめ数名、東京在住の郷友会から西川末三会長鈴木顛七氏、渡辺喜三郎氏ほか数名の招待者でにぎわいました。

近代的な市や町の要素としてまた県下で六番目に大きい町として民謡の一つぐらい、なければならないということで、できたのが壬生音頭と小唄です。

この民謡の製作には、費用の大へんかかるものですが、町長さんのお骨折りにより安い費用ですみました。❶作詞料が音頭、小唄で六千円❷作曲、振付が五万円❸音曲付料が一万六千円で計七万二千円でした。これは公民館の社会教育費として支出され、健全なレクリエーションとして発足したわけです。

民謡踊り大会費用

収入

一、日魯漁業より	一〇〇、〇〇〇円
二、郷友会より	三、〇〇〇
三、商工会電気代	一四、六七五
計	一一七、六七五

支出

一、拡声器、電気工事	三五、〇〇〇
二、大会装飾	九、〇七五
三、幕等施設費	一、四六〇
四、チラシ、花火ほか	一三、八六〇
五、招待者の浴衣ほか	一八、六〇〇
六、四団体補助	二〇、〇〇〇
七、練習会費用	八、五八〇
八、大会雑費	一、五〇〇
九、テープレコード吹込	一三、二三〇
計	一二一、三〇五

（不足分は公民館で補助する）

新しい道路交通法

十一月から

毎日のように起きている交通事故…そんな事故にまたかといった慣れが恐ろしいことです。それら事故のかげで妻や子が泣いております。

従来の交通法規が、交通事情に追いつけなくなっている現状からみて、今度十一月から「道路交通法」が施行になります。歩行者も運転手も交通の新道徳を身につけて、不幸な人災にあわないようご注意ください。

特に自転車は正しい乗り方をよく知って、事故にあわないようにしましょう。

—壬生派出所—

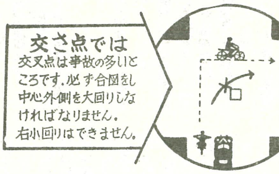

交さ点では

交叉点は事故の多いところです．必ず合図をし中心外側を大回りしなければなりません。右小回りはできません。

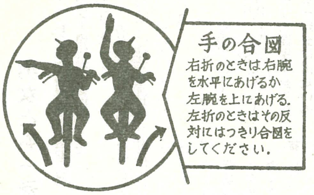

手の合図

右折のときは右腕を水平にあげるか左腕を上にあげる．左折のときはその反対にはっきり合図をしてください．

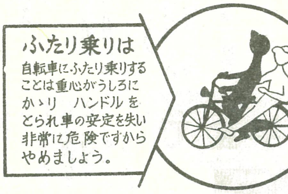

ふたり乗りは

自転車にふたり乗りすることは重心がうしろにかゝり　ハンドルをとられ車の安定を失い非常に危険ですからやめましょう。

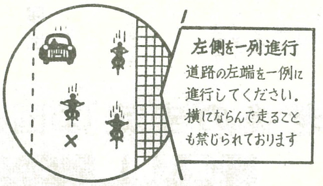

左側を一列進行

道路の左端を一例に進行してください．横にならんで走ることも禁じられております

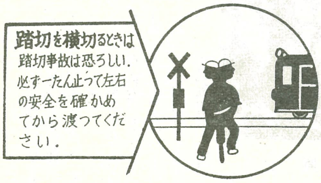

踏切を横切るときは

踏切事故は恐ろしい．必ず一たん止つて左右の安全を確かめてから渡つてください．

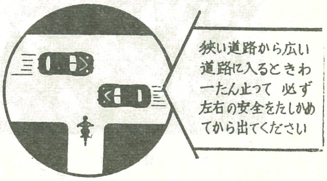

狭い道路から広い道路に入るときわ一たん止つて　必ず左右の安全をたしかめてから出てください

十月の天候と水陸稲の収穫

移動性高気圧が北にかたよるため、秋晴れは長続きしない。気温は月はじめは低目、その後は全般に高目の日が多い見込みです。

水陸稲の収穫

十月は天気が長続きしないから天候の合い間をみて収穫しないと、適期に収穫ができないばかりか、穂発芽や品質が悪くなり収量も幾分減ってきますから、できるだけ天候に注意して、優良米の生産に努めて下さい。

今年産米の出荷第一陣

今年産米の出荷第一陣が去る八月卅日、稲葉第一農協にありました。出荷した人は下稲葉の高久尚之さんと田辺博司さんの両名です。出荷数量は九俵ですが、高久さん達の農研クラブでは数年前より水稲の早期栽培を導入し米の増産や労働力の調整などの研究をしている篤農家です。今年は極早生である豊年早生を導入して四月上旬に播種したもので、組合長を始め食糧事務所栃木支所長、同検査係長、壬生出張所長及び担当検査官、農協職員立合のもとに、九月六日初検査を実施しました。

きれいになった花壇と池

稲小の先生とPTAで

◇…稲葉小学校の校舎前の花壇がすっかりきれいになりました。また特別教室の前庭に十平方米（三坪）の池ができて、児童の持ちよった魚が泳いでおります

◇…これは先生方や大嶋PTA会長さんなどが、夏休み期間中に暑いひざしの中で作りあげたものです。

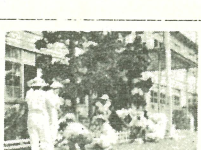

役場に庭石を寄贈

本町出身の鈴木栄助氏

役場の門の左右に、大きな庭石（群馬県の三波石）がデンとすえられて、風情をそえております。これは本町上町出身の鈴木栄助氏（神奈川県藤沢市在住）の寄贈によるものです。同氏は壬生小の国旗掲揚塔や二宮金次郎像などを寄贈されております

（写真は鈴木栄助氏と寄贈の庭石）

壬生史帖

資料（四）

彦五郎の壬生築城の頃の例を考えれば、紀氏の一族が益子に築城して益子氏となり、藤原氏の一族が宇都宮に築城して宇都宮氏となり、那須に築城して那須氏となり、佐久山氏、芦野氏伊王野氏、小山氏、佐野氏、小野寺氏等、皆藤原氏の一族で其の地に築城して、其の地名を氏名としたのである。宇都宮氏からも同様にして、上三川氏、多功氏、戸祭氏、塩谷氏等が分れ小山氏からも同様に、長沼氏、皆川氏、薬師寺氏等が何れも分家したりである。此の様な例はその頃、普通の事で枚挙すれば限りがない。

続いては「壬生」という地名の前の地名として「下野国誌」に書かれた「上野原」について述べてみたい。「上野原」の地名がいつの時代にどうして出来たかという事について、古文献でもあれば面白い事であるがそうしたものは先づ無いと考えなければならない。それ程古い時代であると考えられるのである。

日本だけに限らず、最も古い地名というものは、文字のない時分から、言葉だけの地名として民衆によってつけられたものである。文字の無かった時代でも、民衆は社会をつくっていて言葉をもってお互いの心の連絡をしていた。そういう場合、土地の名前の必要な場合が度々起ってくる。彼所は住まうのに良い所だとか、獲物のよくとれる所だとか、危険な所だとか、飲料水の得られる所だとか、そうした場所には自然に其所の名が言われる。それが最初の地名なのである。

そういう太古の地名は、文字が使われる様になると、だんだん適当な文字があてられる様になるのであるが、現在でも適当な漢字があてられないで、仮名書きの地名が残っている。而も地名は太古につけられたので、久しい間に訛ってきた為もあろうが、其の地名の意味さえ判定出来ない様な地名も残っているのである。

壬生附近の太古の事を考えると、先づ壬生部公や壬生部の人々の使った器（うつわ）は、前に述べた様に彌生土器や埴師土器（この方が新しい）であるがこの他に、壬生附近にも縄文土器（じょうもんどき）と呼ばれる別系統の土器が散在している。この縄文土器が、どんな人々に使われたものであるうという問題は、よく注意しなければならない。

栃木街道から見た上野原一帯

明治時代には、彌生や埴師の土器は大和（やまと）民族の使ったもの、縄文土器はアイヌ民族の使ったものと、言われていたのであるが、現在では、彌生も埴師も縄文も、同じ日本の民族の使った土器であると、一般の学者から認められる様になって来た。唯、彌生や埴師の土器は大和朝廷の皇化に浴した民衆の使ったもので、彼等は既に鉄器をも使っていたのである。ところが、縄文土器は、皇化に浴せず鉄器も知らず利器としては石器ばかりを使っていた民衆の使っていたもので、彼等とても数千年来この土地に住っていた日本の民衆なのである。

（思水）